

「石川県手話言語条例」(案)に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 平成29年12月27日(水)～平成30年1月18日(木)
2. 寄せられたご意見 34通 延べ50件

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
1. 前文		
1	手話は日本語と違い、独自の文法体系を持つことを認識できる条例とすることを希望する。(2件)	ご意見の趣旨に沿って、前文についても手話が独自の言語であることを明確にします。
2	ろう者が手話を用いて、思考や意思疎通を行い、知識を蓄え、文化を創造してきたことを明記することを希望する。	ご意見の趣旨を、前文に追記します。
2. 市町の責務		
3	緊急時にろう者(依頼者)が通訳者に連絡できるよう、派遣決定時に、緊急連絡用に通訳者のメール若しくはFAX番号を連絡して欲しい。	いただいたご意見は施策に関する提言として、関係機関等にお伝えし、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。
3. 県民等の役割		
4	聴覚に障害のある方及び障害のない方も、県民の一同として共生し、互いに協力・理解することを明記する。	前文及び目的に、「障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあいながら共生することのできる社会の実現」と規定しています。
4. 事業者の役割		
5	ホテル等で全日本ろうあ連盟の「手話マーク」、「筆談マーク」を表示して欲しい。	いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。
6	会社では手話通訳を設置して欲しい。	事業者は、サービス提供・雇用時に手話の使用に対し、合理的配慮に努めることと規定しております。
5. 手話を学ぶ機会の確保		
7	聴覚障害者の中で、手話を習得していない者(中途失聴・難聴者)の学習機会の確保についても明記して欲しい。(2件)	中途失聴・難聴者等障害のある人もない人も含め、全ての県民が手話を学ぶ機会を確保できるよう努めることと規定しております。
8	ネット通信を利用する等により、地域格差なく、県民がどこにいても手話学習に取り組める環境整備を望む。	いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。
9	地域の手話を身につけるため、映像教材の制作・活用を希望する。	
10	県民向け・企業向け手話講座の開催、手話啓発イベント等により、行政・公共交通機関等における手話の普及を提案する。	
11	警察、消防、病院、高齢者施設職員が手話を学ぶ機会を作って欲しい。	事業者等も含め、全ての県民が手話を学ぶ機会を確保できるよう努めることを規定しております。 いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
6. 学校における取組の推進		
12	ろう学校でろう教師から手話で教育を受けることが出来るようにして欲しい。	<p>いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。</p>
13	石川県内で使用する手話の単語や表現を掲載したパンフレットや冊子を作成し、県内小学校に配り、小学校での手話教室の開催を希望する。(3件)	
14	学校は授業参加がある時、手話通訳者派遣の依頼をするようお願いしたい。	
15	福祉系の専門学校・大学等で手話の学科(科目)、聴覚障害者の基礎知識の講義を取り入れて欲しい。(2件)	
7. 手話通訳を行う人材の育成		
16	手話通訳業務を過剰に行うと「頸肩腕症候群」という病気を発症すると言われてい る。 手話通訳を行う人材の育成と併せ、保護についても明記して欲しい。(2件)	<p>手話通訳者の疾病予防及び、健康面への配慮の重要性は認識しており、予防に向けた取り組みも実施しており、今後とも関係団体と連携しながら取り組んでまいります。</p>
17	手話通訳者の健康面に配慮し、検査・医療等への支援を義務として行うことを明記して欲しい。	
18	手話通訳者の人材育成に力を入れて欲しい。	<p>手話通訳者育成の重要性は認識しており、毎年研修を実施し、手話通訳者の育成や資質の向上に取り組んでおります。 いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。</p>
19	手話通訳者及びろう講師の養成の充実、盲ろうコーディネーターの正規雇用を提案する。	
20	指導者を養成するためにも、遠方で開催される講座への参加費・旅費等の助成を望む。	<p>指導者養成の重要性は認識しており、毎年、中央研修に参加するための旅費を助成しております。</p>
8. 手話による情報発信等		
21	公共施設、公共交通機関、放送事業者等が、目で聞く手段(手話・字幕)を提供して欲しい。(6件)	<p>いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。</p>
22	県内の公立病院全てに手話通訳を出来る人を配置してほしい。(2件)	
23	映画館の邦画の字幕上映を増やして欲しい。	
24	知事記者会見の手話通訳や字幕による情報発信、テレビ電話システムによる手話での相談体制等を提案する。	
25	災害時に手話で正しく情報を得たい。	<p>災害その他非常の事態において、ろう者が手話により必要な情報を取得することができるよう、必要等措置を講ずることを規定しております。</p>

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
9. 事業者への支援		
26	ろう者を円滑に雇用できるよう、ろう者の雇用を思案している企業に、県が通訳等の教育者を派遣することを希望する。	いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。
27	手話通訳を準備するための助成があると良い。	
28	手話通訳者派遣事業等と連携し、現場での課題発見等により相談ニーズを把握し、課題解決を目指す等、聴覚に障害のある人の相談体制の充実を提案する。	
10. 手話に関する調査研究		
29	能登の手話、加賀の手話など地域の手話の保存、石川の手話の全国発信を提案する。	いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。
11. その他		
30	手話による説明を行い、ろう者自身が意見を出せることを希望する。(3件)	今後条例の内容を、手話で説明することを検討いたします。
31	ろう者の定義を加えることを希望する。	基本理念に「ろう者(聴覚障害者であって、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者という。)」と規定しております。
32	ろうあ者が地域で手話の講師となれるよう、勉強会を開催し、育成して欲しい。	いただいたご意見は施策に関する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。
33	フォーラムやワークショップにより、聴覚に障害のある者、健聴者と共に情報交換や、お互いの理解を深めたい。	
34	相談窓口を明確化し、周知方法を確立して欲しい。	
35	観光施設等において電話主体でなく、連絡方法に多様性があると良い。(2件)	